

救急救命九州研修所 ストレージタンク給湯管等取替工事 仕様書

1 業務概要

(1) 業務内容

- ①ストレージタンクバルブの交換
- ②給湯管の交換
- ③既設設備の撤去及び処分

(2) 実施場所

福岡県北九州市八幡西区大浦3丁目8番1号
一般財団法人救急振興財団九州研修所（機械室内）

(3) 工期

契約締結日から令和6年2月5日まで（具体的な施工日は別途総務課担当者と調整）

(4) 資材仕様詳細

①ストレージタンクバルブ仕様

- ・一般配管用ステンレス鋼管 SU50 3m
- ・継手類 一式
- ・アルミ製バタフライバルブ（10ALM-N-GE）80 4個
- ・ウエハチャッキ（F10WC）2個
- ・鉛レスGV-10K50 10個

②給湯管使用

- ・一般配管用ステンレス鋼管 SU50 25m
- ・同上継手及び指示金物 一式
- ・鉛レスGV-10K50 2個

※ 上記仕様と同程度の性能・規格で設置をすることも可能とする。

2 一般共通事項

(1) 施工条件

請負者は、仕様書及び借用資料をもとに現地確認したうえで作業に取り掛かること。

(2) 資材条件

- ① 工事に必要な資材の保証については、それぞれのメーカーによるものとする。
- ② 工事に必要な資材が生産終了している場合は、同規格の後継品または同等の性能を持った製品を使用するものとする。

(3) 施工上の欠陥等

検査時に発見された施工上の欠陥又は使用材料の不良により生じた故障箇所は、保証に基づき資材メーカーと修繕方法を検討し、検査の日から2箇月以内に無償で修理を完了すること。

(4) 工事費の精算

- ① 各項目の数量は請負者において調査検討、確認の上、見積をすること。別添工事内訳書は参考項目数量とし、貸与資料等と工事実数量が一致しない場合においても請負金額の増減精算はしないものとする。
- ② 現場での納まり取合い等の関係で、材料や工法を多少変更する場合や、多少の数量の増減等軽微な変更がある場合は、発注者の指示によって行うこと。この場合においての請負金額は増減しないものとする。

(5) 危険防止

- ① 工事実施に伴い火災及び騒音等を防止するため、安全管理計画書を作成し、予め発注者の承認を受けること。
- ② 現場内の火気の使用は原則として禁止する。喫煙は指定された場所で行うこと。

(6) 現状復旧の義務

請負者は、その他の既設物等に損傷を与えた場合、発注者の立会いのもと、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。

(7) 竣工検査

工事の完了後、発注者の立会いの上、竣工検査を行う。手直し及び残工事がある場合には、発注者の指定した期日までにそれらの工事を完了し、再検査を受けること。

(8) 解体材及び発生材等の処置

- ① 工事で発生したゴミ及び廃材等は生活環境に配慮して收容し、全て場外へ搬出すること。
- ② 撤去した機械設備を含む解体材及び発生材のうち、特別管理産業廃棄物が発生した場合の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守すること。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理(マニフェスト)の写しを業務報告書に添付すること。

(9) 研修所業務と近隣への配慮

研修所職員の業務及び研修生等の生活に支障を及ぼさないよう十分に配慮すること。

(10) 業務報告書

業務報告書は、以下の内容で1部提出すること。

- ① 業務完了届
- ② 工事記録写真